

NPO 法人と寄附の会計

藤本 孝一郎

はじめに

平成13年に認定 NPO 法人への寄附特典が規定された。さらに特定非営利活動促進法が平成16年に改正された。我が国における非営利活動の健全な発展の促進、公益の増進へ寄与する法人設立の環境は整いつつある。本稿では、我が国 NPO 法人制度における寄附制度の特徴を、イギリスの非営利法人制度との比較から、収益事業の取扱いと寄附制度について検討した。そのため、主として昨年公表された日本公認会計士協会の租税調査会研究報告と政府税制調査会「各国の寄附金に関する税制の概要」を資料とした。

なお本稿において、非営利法人を法人税法上の公益法人等に限らず、営利法人以外の法人を指すものとし海外との比較の便宜とした。以下、新たに創設された非営利法人制度の適用対象を「非営利法人」として区別する。

1. イギリスの NPO 法人制度

1.1 イギリスの NPO 法人制度の背景

NPO 法人制度について、欧米の中でも先進的といわれるアメリカは建国当初から自助努力の風土が強いのに対し、イギリスでは、非営利セクターのことを伝統的に「ボランティア・セクター」と扱い、歴史的にも独特の発展がみられる。また我が国と同様、近年、社会の変化に伴い公益活動の主体も個人や企業によるものが増え、活動の内容も教育、信仰、労働者保護など多岐にわたりはじめている。

そこで本稿では、我が国 NPO 法人制度における寄附制度の特徴を、イギリスの非営利法人制度との比較から、収益事業の取扱いと寄附制度について検討した。そのため主として、昨年公表された日本公認会計士協会の租税調査会研究報告と政府税制調査会「各国の寄附金に関する税制の概要」（以下、「各国概要」）を資料として検討した。

1.2 イギリスの非営利法人課税制度と寄附

イギリスにおいては、非営利活動を行うプライベートセクターの組織ないしは主体のことを、

ボランティアセクターと呼び、チャリティ委員会の審査後、正式登録されたものを、特に「チャリティ」(Charity)と呼んでいる。チャリティとして認められると税金の優遇措置が受けられる。チャリティの収入で本来の事業に充当される場合は、所得税又は法人税が課税されない措置が受けられる。このような健全な公益活動の促進を目的して、チャリティ法(Charities Act)が制定されている。非営利法人課税を取り扱う公益活動を規制する法律で、次のような特徴がある。

- ① チャリティ主体：信託(公益信託)・会社法に基づき設立される法人・公益を目的とする人格のない組織、勅許状により設立される法人等。
- ② 行政上の監督のチャリティ委員会への一元化。
- ③ 登録制による税制優遇措置。
- ④ 公営保管受託者制度と公営公益投資基金の制度。

1.3 税優遇の特徴

チャリティとして認められた場合の税優遇措置の概要を示す。

- ① 本来事業に充当される場合のチャリティ収入：所得税、又は法人税が課税されない。しかしチャリティでは付随的収益事業ができない。
- ② 本来の事業と関連のない収益事業を行う場合：チャリティが出資して、別会社を設立し収益事業を行い、事業にかかる必要経費を差し引いた残りを、チャリティに非課税で寄附できる。公益事業と収益事業を分離し、収益事業からの収益を公益事業に寄附する場合には非課税として取り扱うものと考えられる。
- ③ その他：キャピタルゲイン税、印紙税、付加価値税の取扱い。

以上、優遇の適用はあるが、全ての場合に免除されるわけではない。チャリティ活動を行う上での、資金的な問題や効率的な組織運営を自覚させる必要があることを意味する。

2. イギリスの寄付制度と税優遇

2.1 所得税・法人税等と優遇措置

イギリスにおけるチャリティに対する課税は、所得の種類により免除の要件が異なっている。信託形式のチャリティにおける「所得税」と、会社形式における「法人税」は原則非課税ではないが、一定年限以内に免除申請を行うことができる。なお、チャリティは要求されれば、内国歳入庁に所得申告する義務があるが、これを税金免除申請に充当できる。

免除所得・少額所得の免除など、チャリティが行う小規模事業については原則非課税となっている。またチャリティ関連事業として登録資格を得た後、その目的や、受益者の一定要件の下で関連収益事業による所得も免税とすることができる。

次に免除とされる場合を個人と法人の場合に分けて記述する。

2.2 寄附金に関する税優遇

2.2.1 個人が寄附する場合

税優遇の措置は寄附の方法によって異なるが、従来、他先進国と異なる点として寄附者に対する所得控除がない点が特徴と言われてきた。現在、新たな仕組みを採用している。

① コーベナント (Covenant)

従来、独特の制度であったが廃止された。寄附者が特定のチャリティ団体に対し、毎年一定額を少なくとも3年超継続寄附することを契約する。税金納税（一種の源泉徴収）後、チャリティ団体はその一種の源泉徴収分相当額の還付を受ける仕組みである。

② 単独寄附制 (Gift Aid Scheme)

単年度ごとであっても、一定金額以上の寄附について、コーベナント同様に、チャリティは、内国歳入庁に対して税金の還付手続を行うことによって、寄附者の支払った税金の還付を受け取る。

③ 給与天引き制 (Payroll Giving Scheme)

雇用主である企業の制度に加入を前提として、チャリティへの寄附を従業員の希望により、寄附者の給料から天引きされる。それに係る税金を源泉徴収されることなく、チャリティ団体に支払われる。支払った額は税額控除として取り扱われる。

④ 株式による寄附 (Gift of shares)

近年、株式を寄附する側に税制上の優遇措置が認められた。寄附者に対して寄附相当額の課税所得・キャピタル・ゲイン税を控除する仕組みである。寄附当日の株価と同額の課税所得控除が受けられる。また派生するキャピタル・ゲイン税についても課税されない。

2.2.2 法人が寄附する場合

① 単独寄附

一定金額以上の寄附であれば、単独寄附でもチャリティ団体、法人双方への優遇措置が受けられ、上限なく損金算入ができる。

② 従業員出向寄附

企業が専門知識を有する社員をボランティアとしてチャリティ団体に出向、派遣させた場合、当該期間中に支払った給与など経費控除ないしは損金算入を認めるものである。

法人の場合は個人の場合とは異なり、チャリティ団体、法人双方への税の優遇がある。寄附の方法としても単独寄与制等があり、寄附額は全額損金算入することができる。

3. 我が国の寄付制度の検討

我が国制度では、まず個人が支出する寄附金優遇団体に対する寄附金控除（所得税）が特に限定されている。

- ① 特定寄附金の合計額（総所得金額等の一定限度）を所得控除できる。
- ② その他一般寄附金は対象外。

なお、住民税では控除対象となる寄附金が、都道府県、区市町村と住所地の共同募金会、日本赤十字支部への寄附金のみに限られており、足切り控除額が規定されている。

次に、法人が支出する寄附金優遇団体に対する寄附金控除（法人税）については異なる仕組みが適用される。

- ① 国、自治体宛の寄附金及び指定寄附金は全額損金算入。
- ② 一般寄附金・特定公益増進法人宛の寄附金は、資本等および所得の一定率の制限で損金算入限度額とできる。

これらの法人の営む収益事業への課税については、継続して事業場を設けて営まれる33業種（限定列举）に該当する収益に対して全て課税する。この点でイギリスとは異なっている。即ちイギリスでは免税適格法人の収益事業を、団体の活動目的に関連した収益事業とその活動目的に関連しない収益事業に区分し、関連収益事業については本来事業と共に免税若しくは非課税としている。

また税率については、日本では公益法人等については軽減税率が適用される点で、イギリスと異なっている。

さらに非課税法人と寄附金優遇法人の範囲が一致するという意味ではイギリスに近いと判断できる。すなわち、非課税認定と寄附金優遇が、第三者機関による公益性の判断という同一の基準で行われることになる。

我が国現行制度では、収益事業課税・寄附金優遇制度のいずれにおいても、それぞれの制度の経緯、趣旨を反映した課税上の公益性の判断が行われている。収益事業課税制度においては公益事業に対しては非課税とされ、寄附金優遇制度においては、公益性を判断して指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の取扱いに差をつけている。そのため各制度間での公益性の判断基準に整合性がない場合が生じる。我が国の両制度における公益性は同一ではない。イギリスにおける非課税認定と寄附金優遇認定を公益性の判断基準によって行うという思考は、我が国の寄附金優遇法人の対象範囲を寄附者から見て明確にし、寄附を促進する効果があるものと思う。

おわりに

近年、ボランティア活動の社会的認知が拡大するとともに、1998年に特定非営利活動法が成立施行された。同様に諸外国においても、非営利団体活動への期待は大きく、会計・課税形態を含め様々な検討が進められている。このような状況の下、NPO 法人の社会的認知の進展とともにその財務報告の重要性も大きくなっている。法人会計にとっても、寄付行為に関する財務データは、アカウンタビリティ遂行に重要な手続きとなる。今後の NPO 法人における寄付の状況を考察し、さらに経営指標との関連について研究したい。

【注】

文中「非営利法人」は、現行の民法第34条に基づく社団法人及び財団法人並びに中間法人からなるものとした。従って特別法により設立された公益法人等(学校法人, 社会福祉法人, 特定非営利活動法人等)は含まれない。

【参考文献】

- [1] 田中義幸著「NPO 法人の税務」税務経理協会, 2003年.
 - [2] 斎藤, 田中著「特定非営利活動法人の設立・会計・税務」税務経理協会, 2003年.
 - [3] 日本公認会計士協会「租税調査会研究報告第14号 非営利法人と寄附税制について」, 2005年.
 - [4] 熊代昭彦著「新・日本の NPO 法—特定非営利活動促進法の意義と解説」ぎょうせい, 2003年.
 - [5] 政府税制調査会「各国の寄附金に関する税制の概要」総務省, 2005年.
- 他